

## 事後評価調書

I 事業概要					
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）				
地区名	あさのせん 浅野線				
事業箇所	豊田市一色町新田他 地内				
事業のあらまし	<p>本路線は、矢作川中流域の豊田市北部に位置する県道「土岐足助線」と県道「豊田明知線」を結ぶ総延長 9.2 km、利用区域面積 246ha の幹線林道である。</p> <p>利用区域内の 57%がスギ・ヒノキ等の人工林であるが、間伐等の森林整備が遅れた状況であった。林道開設により森林整備をより経済的、効果的に進めることが可能となり、水源かん養機能等の森林の持つ多面的機能と地域林業の生産性向上が期待できる。また、当該林道は旭地区と小原地区を結ぶ路線として、災害時の県道代替路線として位置付けられており、1996 年 4 月 19 日に山村振興法に基づく基幹道路指定を受けている。</p>				
事業目標	<p>（達成（主要）目標）</p> <p>森林整備の効率化</p> <p>林道を開設することにより、事業着工後、間伐等の森林整備を 1 年当たり利用区域面積（246ha）の 1%実施する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
事業費	事業費	内訳			
	19.6 億円	□工事費 19.6 億円、□用補費	—億円、□その他	—億円	
事業期間	採択年度	1995 年度	着工年度	1995 年度	完成年度 2014 年度
事業内容	林道開設 延長 9,200 m 幅員 4.0~5.0m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>森林整備は、2014 年度までの 20 年間に、実施目標である利用区域の 20.0%にあたる 49.2ha に対して、89.8ha の整備を実施しており目標を達成している。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>開設に伴い、森林へのアクセスが容易になり、利用区域内の森林整備が促進され、水源かん養、二酸化炭素の吸収、土砂の流出防止など森林の持つ多面的機能が維持、増進された。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>			

② 事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時 (1995)	再評価時 (2009)	実績 (2014)	備考
事業期間		1995～2010	1995～2014	1995～2014	
事業費 (億円)	工事費	14.1	19.6	19.6	
	用地補償費				
	その他				
	合計	14.1	19.6	19.6	
効果の	利用区域内森林面積 (ha)	246	246	246	
算定要因	利用区域内森林整備面積 (ha)	24.6ha/10年	49.2ha/20年	89.8/20年	

【事業期間に対する評価】

当初計画より事業期間が4年延伸し効果発現が遅れたが、これは施工中の法面対策などによる遅延と、単年度あたりの事業予算額の減少によるものであり、やむを得ないものと判断する。

【事業費に対する評価】

当初計画に比べ事業費を5.5億円増額したが、これは施工時に不安定な岩盤が現れたことによる法面対策費用の増加と一部区間が砂防指定地での施工となり路側構造物等が増加したためであり、効果発現のためには必要であったと判断する。

【効果の算定要因に対する評価】

目標値を上回る89.8haの森林整備が実施され、事業効果が得られたと判断する。

③ 事業実施による環境の変化

林道開設に伴い森林整備が実施されたことにより、林木の健全な成長が促されるとともに、林内の下層植生の回復が進み、水源かん養機能など森林の持つ多面的機能が向上している。

III 対応方針（案）

今後の事後評価の必要性	事業目標は達成され、事業の有効性が認められることから今後の事業評価の必要性はない。
改善措置の必要性	事業目標は達成されたことから、改善措置の必要性はない。
同種事業に反映すべき事項	事業費の増加原因は事業地の一部が砂防指定地内であるため、路側構造物が必要になったことによる。今後は事業計画段階で砂防指定地内の調査及び協議を関係機関と事前に行っておくと良い。

IV 事業評価監視委員会の意見

浅野線の対応方針(案) [改善措置等必要なし] を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし

